

4 申請から支給までの流れ

① 申請方法・申請開始日

電子申請する場合



←こちらを読み取り、ご申請ください。

申請開始日：令和8年4月1日（水）0：00より

※4月からの認定を希望する場合は、令和8年4月30日（木）までに申請してください。

※仙台市教育委員会ウェブサイト上のリンクからも申請できます。

紙の申請書による申請の場合

入手方法：4月以降、仙台市教育委員会のホームページからダウンロードすることができます。
ダウンロードできない場合は、申請書を郵送しますので、学事課までご連絡ください。

◎アクセス手順：仙台市教育委員会ホームページ> 各種申請・手続き > 就学援助制度

こちらからアクセスできます→



・学事課にご提出ください。

・4月から申請を受け付けています。

・4月からの認定を希望する場合は、**令和8年4月30日（木）【必着】**までに学事課に申請書を提出してください。

※添付書類の発行に時間がかかる場合は、先に申請書のみ提出してください。

※小・中学校にお子様が進学している場合は、申請書をそれぞれ学事課へ提出してください。

② 教育委員会での審査・結果のお知らせ

・郵送により審査結果をお知らせします。

・審査に必要な書類が不足している場合は、電話または文書により依頼します。

③ 支給

・就学援助費は、申請時に指定された口座に振り込みをいたします。

・年度途中で指定の口座に変更がある場合は、仙台市教育委員会学事課までご連絡ください。

④ その他

・認定後、家族構成や住所、口座情報に変更があった場合は、別途手続きが必要となりますので、必ず学事課までご連絡ください。

【提出・問い合わせ先】

仙台市教育委員会学事課 奨学調整係

住所：〒980-0011

仙台市青葉区上杉1丁目5-12 上杉分庁舎 11階

電話：022-(214)-8861

【国立/県立/他市町村立小・中学校】

令和8年度 就学援助制度のお知らせ

経済的な理由によりお困りのご家庭に対して 学用品費等の援助を行います！

制度対象者

仙台市に住民登録を置いた状態で国立/県立/他市町村立小・中学校に通学する児童生徒の保護者

※私立小・中学校は対象外となります

申請をご希望の場合は、4ページをご覧ください。

また、今年度より電子での申請受付を開始しておりますので、ご活用ください。

令和8年3月末まで就学援助制度の対象となっているご家庭も、毎年度申請が必要です。

1 援助内容

援助費目	小学校		中学校		支給時期 (予定)	備考
	1年生	2~6年生	1年生	2~3年生		
学用品費等	11,630円/年	13,900円/年	22,730円/年	25,000円/年	10月・3月	年額を2回に分けて支給します。 年度途中で認定の場合、月割計算となります。
新入学学用品費 (入学後支給)	57,060円	—	63,000円	—	7月	4月1日付認定となり、入学前支給を受けていない方が対象となります。
新入学学用品費 (中学校入学前支給)	63,000円(6年生)		—		3月	指定の期日までに認定となり、市外転出の予定が無い方が対象となります。
修学旅行費	実費(一部経費除く)				学校での経費精算後	認定日以降に参加した行事のみ、支給の対象となります。
校外活動費	実費(一部経費除く)				学校での経費精算後	
			実費(一部経費除く) 【上限：1,600円】	実費(一部経費除く) 【上限：2,310円】	3月	
体育実技用具費	—		実費 【上限：柔道/7,650円 剣道/52,900円】		3月	体育(柔道・剣道)で必要な用具を購入した方のみ対象となります。
卒業アルバム購入費	実費【上限：11,000円】		実費【上限：10,000円】		3月	卒業アルバムを購入した方が対象となります。
生徒会費	—		実費【上限：5,550円】		3月	生徒会費を学校に納めた方が対象となります。

※金額は令和7年度の年額です。令和8年度の内容については4月末に仙台市教育委員会ホームページ等でお知らせします。

※就学援助制度は上記の援助費目を支給するものであり、学校納付金を免除するものではありません。

2 認定要件、申請に必要な添付書類

生活保護を受給しておらず、申請保護者が下記の要件のいずれかに該当する方が対象です。

No.	認定要件	添付書類（コピー可）																	
1	児童扶養手当の受給 ※児童手当とは異なります 【支給停止の場合は対象外】	不要																	
2	経済的理由 【家族全員の総所得額が、家族人数と年齢構成ごとに算定される認定基準額を下回る方】 「家族」とは、同じ住居に住んでいる方全員を指します。 <u>住民票上の世帯を分けている方であっても含みます。また、単身赴任等で別居している方も含みます。</u> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>家族人数</th> <th>所得額</th> <th>給与収入額（参考）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人</td> <td>約 2,235,600 円</td> <td>約 3,310,000 円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>約 2,872,000 円</td> <td>約 4,140,000 円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>約 3,192,000 円</td> <td>約 4,540,000 円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>約 3,441,600 円</td> <td>約 4,855,000 円</td> </tr> <tr> <td>6人以上</td> <td colspan="2">1人増えるごとに 30～50万円程度加算</td> </tr> </tbody> </table> <p>■認定基準額の目安 ※家族の年齢構成により、所得額が左記の目安を上回っても認定となる場合や、下回っても不認定となる場合があります。</p> <p>≪基準額家族構成モデル≫ 2人世帯（母30歳、子9歳） 3人世帯（母37歳、子13歳、子7歳） 4人世帯（父40歳、母37歳、子13歳、子7歳） 5人世帯（祖母65歳、父40歳、母37歳、子13歳、子7歳）</p> <p>下記の場合のみ必要</p> <p>◎ <u>令和8年1月1日時点で仙台市に住民票がない方</u> □令和8年度（令和7年分）市・県民税（非）課税証明書 ※令和8年度分は、当時お住まいの市町村で6月以降に取得できます ※18歳以上の家族全員分（学生は除く）の提出が必要です ※所得の種類と総所得額が分かるものが必要です</p> <p>◎ <u>令和7年1月～12月に比べて所得が減少している場合は、下記の書類</u> （例1）仕事を退職し、現在は無職である □退職日が確認できる書類（退職時の源泉徴収票、勤務先が発行する退職証明書等） （例2）仕事を退職し、転職した または 仕事は継続しているが、所得が減少している □現在の収入が確認できる書類 ●給与収入の場合 最新の給与明細3ヶ月分及び賞与明細書（ある場合） ●自営業（または確定申告が必要な仕事）の場合※以下の2点いずれも必要 （1）直近3ヶ月の収支状況が確認できる書類（残高試算表、損益計算書等） （2）事業開始日が確認できる書類（開業届等） 【転職した場合のみ、上記に追加して】 □前職の退職日が確認できる書類（退職時の源泉徴収票、勤務先が発行する退職証明書等） （例3）育児休業・病気休業中である □休業期間が確認できる書類（勤務先が発行する証明書等） ※場合により給与明細の提出を求められることがあります。</p>	家族人数	所得額	給与収入額（参考）	2人	約 2,235,600 円	約 3,310,000 円	3人	約 2,872,000 円	約 4,140,000 円	4人	約 3,192,000 円	約 4,540,000 円	5人	約 3,441,600 円	約 4,855,000 円	6人以上	1人増えるごとに 30～50万円程度加算	
家族人数	所得額	給与収入額（参考）																	
2人	約 2,235,600 円	約 3,310,000 円																	
3人	約 2,872,000 円	約 4,140,000 円																	
4人	約 3,192,000 円	約 4,540,000 円																	
5人	約 3,441,600 円	約 4,855,000 円																	
6人以上	1人増えるごとに 30～50万円程度加算																		
3	市民税の非課税または減免 【地方税法第295条第1項による非課税。18歳以上の家族全員が以下のいずれかに該当する場合のみ対象】 ① 障害者手帳を所持 ② 寡婦 ③ ひとり親	下記の場合を除き不要 ◎ <u>令和8年1月1日時点で仙台市に住民票がない方</u> □令和8年度（令和7年分）市・県民税（非）課税証明書 ※令和8年度分は、当時お住まいの市町村で概ね6月以降に取得できます ※18歳以上の家族全員分（学生は除く）の提出が必要です																	
4	国民年金保険料の免除または納付猶予 【20歳以上の家族全員が免除または納付猶予されている場合のみ対象】	□令和8年度国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書【日本年金機構より通知】																	
5	国民健康保険料の減免 【家族全員が国民健康保険に加入し、以下のいずれかの事由で保険料が減免されている場合のみ対象】 ①失業・退職により所得が激減した ②災害により所有する住宅または家財に損害を受けた ※福島第一原子力発電所の事故による避難を理由とする減免は対象外 ③冷害・凍霜害・干害等により農作物に被害を受けた	□令和8年度 国民健康保険料減免承認決定通知書【各区役所・総合支所より通知】																	
6	個人事業税または固定資産税の減免 【個人事業税：災害による減免のみ対象】 【固定資産税：家屋新築による軽減等は対象外】	□個人事業税の減免通知書【県税事務所より通知】 □令和8年度 固定資産税の減免理由記載の課税通知書【市役所より通知】 ※いずれの書類も、減額理由が確認できるページが必要となります																	
7	生活福祉資金の貸付 【社会福祉協議会からの貸付（償還中）のみ対象】	□生活福祉資金貸付決定通知書または償還整理帳【社会福祉協議会より発行】																	
8	生活保護の停止または廃止 【令和8年4月以降に停止・廃止された場合のみ対象】	□生活保護停止または廃止決定通知書 ※停止・廃止理由や世帯状況等により、追加書類の提出を依頼する場合があります																	

No.	認定要件	添付書類（コピー可）
3	市民税の非課税または減免 【地方税法第295条第1項による非課税。18歳以上の家族全員が以下のいずれかに該当する場合のみ対象】 ① 障害者手帳を所持 ② 寡婦 ③ ひとり親	下記の場合を除き不要 ◎ <u>令和8年1月1日時点で仙台市に住民票がない方</u> □令和8年度（令和7年分）市・県民税（非）課税証明書 ※令和8年度分は、当時お住まいの市町村で概ね6月以降に取得できます ※18歳以上の家族全員分（学生は除く）の提出が必要です
4	国民年金保険料の免除または納付猶予 【20歳以上の家族全員が免除または納付猶予されている場合のみ対象】	□令和8年度国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書【日本年金機構より通知】
5	国民健康保険料の減免 【家族全員が国民健康保険に加入し、以下のいずれかの事由で保険料が減免されている場合のみ対象】 ①失業・退職により所得が激減した ②災害により所有する住宅または家財に損害を受けた ※福島第一原子力発電所の事故による避難を理由とする減免は対象外 ③冷害・凍霜害・干害等により農作物に被害を受けた	□令和8年度 国民健康保険料減免承認決定通知書【各区役所・総合支所より通知】
6	個人事業税または固定資産税の減免 【個人事業税：災害による減免のみ対象】 【固定資産税：家屋新築による軽減等は対象外】	□個人事業税の減免通知書【県税事務所より通知】 □令和8年度 固定資産税の減免理由記載の課税通知書【市役所より通知】 ※いずれの書類も、減額理由が確認できるページが必要となります
7	生活福祉資金の貸付 【社会福祉協議会からの貸付（償還中）のみ対象】	□生活福祉資金貸付決定通知書または償還整理帳【社会福祉協議会より発行】
8	生活保護の停止または廃止 【令和8年4月以降に停止・廃止された場合のみ対象】	□生活保護停止または廃止決定通知書 ※停止・廃止理由や世帯状況等により、追加書類の提出を依頼する場合があります

3 留意事項

- ・「経済的理由」、「市民税の非課税または減免」での審査の場合、6月以降に市・県民税の情報が確認できるため、結果のお知らせは7月以降となります。
- ・持家を取得して1年以内のご家庭は、原則として就学援助制度の対象となりません。また、認定後に持家を取得した場合は、取得日の翌月より認定取消となります。
- ・認定後、児童扶養手当の資格喪失や支給停止、家族構成が変更となった場合等は、別途手続きが必要となりますので、速やかにお子様がお住の学校までご連絡ください。
- ・生活保護を受給している方は申請不要です（修学旅行費・医療費のみ対象）。